

〔平成7年3月17日〕
本部訓令第1号

警察官等の服制及び服装規程（昭和38年兵庫県警察本部訓令第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号）、交通巡視員の服制に関する規則（昭和45年国家公安委員会規則第7号）及び警察官等の服制に関する細則（平成6年警察庁訓令第1号）に基づき、兵庫県警察の警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）の服制に関して必要な事項を定めるものとする。

（警察官の服制）

第2条 警察官の階級章及び識別章は、制服、ベスト、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸の台座穴に装着するものとする。

- 2 警察官のエムブレムは、のじぎくの図柄、兵庫の文字及び日章を桜で囲んだ記章とする。
- 3 けん銃つりひもは、警察官がけん銃を携帯するときに装着しなければならない。ただし、つり環のないけん銃を携帯するときは、この限りでない。
- 4 警笛は、原則として、男性警察官にあつては警察点検規範（昭和29年警察庁訓令第12号）第7条第1項第2号に定める警笛の収納箇所、女性警察官にあつては警察点検規範第7条第2項第2号に定める警笛の収納箇所に収納するものとする。
- 5 警笛鎖は、原則として交通専務員以外の警察官が装着するものとする。この場合において、交通取締り、交通立番等の勤務に従事するとき及び通常点検を受けるとき（私服及び作業服等肩章のない被服を着用するときを除く。）は右肩章に、その他の勤務に従事するときは右ポケットに装着するものとする。
- 6 交通腕章は、警察官が交通検問又は雑踏整理に従事するとき、交通安全運動期間中並びにその他所属長が着用する必要があると認めるときに、上衣の左そで上腕部に装着することができる。
- 7 白色手袋は、警察官が儀式、祭典に参列するときに着用するほか、所属長又は管区機動隊等の大隊長（以下「所属長等」という。）が必要があると認めるときに着用することができる。
- 8 作業用手袋及び防寒用手袋は、警察官が各種作業若しくは警備実施訓練に従事するとき又は冬期等において、所属長等が必要があると認めるときに着用することができる。
- 9 警察官の靴は、黒色革製短靴とする。ただし、警備出動、雨雪又は夜間における留置場看守勤務若しくは警ら勤務等で、所属長等が必要があると認めるときは、黒色又はこれに近い色の編上靴、長靴若しくはレインシューズ又はズック靴等を着用することができる。
- 10 警察官の雨衣は、白色地のものを着用するものとする。ただし、所属長等が勤務上必要があると認めるときは紺色地のものを着用することができる。
- 11 帽子雨覆いは、警察官が雨衣を着用したときに着用することができる。

（夏服等の着用）

第3条 警察官は、次の各号の一に該当するときは、夏服の長袖を着用するものとする。

- (1) 警察本部長が特に指定するとき。
- (2) 警備実施等に従事する場合において、所属長等が長袖を着用させる必要があると認めるとき。
- 2 所属長等が儀式、祭典等の場合において、夏服を着用することが適当でないとき、合服を着用させることができる。

（活動服等の着用）

第4条 警察官は、次の各号の一に該当するときは、活動服、活動帽及び合ネクタイを着用することができる。

- (1) 執務時間外（兵庫県警察職員勤務規程（昭和30年兵庫県警察本部訓令第29号）別表第1に規定する通常勤務者の勤務時間の割り振り以外の時間及び週休日並びに同規程第38条第1項に規定する休日をいう。）において宿直責任者の指揮の下勤務に従事するとき。

- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 地域警察勤務に従事するとき。
- (4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
- (5) 捜索に従事するとき。
- (6) 鑑識のための作業に従事するとき。
- (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
- (8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
- (9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
- (10) 災害警備実施に従事するとき。
- (11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事するとき。

(制帽等の着用の省略)

第4条の2 警察官は、夜光線入りヘルメットライナー又は乗車用ヘルメットを着用するときは、制帽又は活動帽を着用しないことができる。

(制服上衣等の着用の省略)

第5条 警察官は、次の各号の一に該当するとき（所属長等が指示するときを除く。）は、制服上衣（夏服上衣を除く。）、ベスト又は活動服を着用しないことができる。

- (1) 室内で勤務するとき。
- (2) 各種作業、体育等に従事するとき。
- (3) 気象の状況により、着用しないことが適当であると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、所属長等が着用しないことが適当であると認めるとき。

(自動二輪車等に乗車するときの特殊規制)

第6条 警察官は、自動二輪車及び原動機付自転車（以下「自動二輪車等」という。）に乗車するときは、夜光線入りヘルメットライナーを着用しなければならない。

2 警察官は、自動二輪車等に乗車する場合において、所属長等が必要があると認めるときは、防じん眼鏡又はサングラスを着用することができる。

(作業等に従事するときの特殊規制)

第7条 警察官は、災害等の発生により各種の作業に従事するとき及び警備実施訓練に従事するとき、その他所属長等が必要があると認めるときは、作業服（出勤服及び防災出勤服を含む。以下同じ。）、略帽又はヘルメットライナー（鉄帽を含む。）及び作業用ベルトを着用することができる。

2 警察官は、前項の規定により作業服、略帽及びヘルメットライナー（鉄帽を除く。）を着用したときは、それぞれ階級標識を付けるものとする。

(女性警察官の特殊規制)

第8条 女性警察官は、街頭活動を行う場合において、所属長が必要があると認めるときは、防暑帽を着用することができる。

2 女性警察官は、ズボン又はスカートのいずれかを着用するものとする。ただし、所属長等が、儀式、祭典等の場合において斉一を図る必要があると認めるときは、ズボン又はスカートのいずれかを指定することができる。

3 女性警察官の警笛鎖は、夏服（ベストを着用しないときに限る。）又は活動服を着用しているときを除き、第2条第5項後段の規定にかかわらず、右腰ポケットに装着するものとする。

4 女性警察官は、所属長が必要があると認めるときは、警棒及び手錠を収納した肩掛け式のかばん（以下「ショルダーバッグ」という。）を携帯することができる。

5 女性警察官特別機動隊員は、制服の右胸部に女性警察官特別機動隊員の標章を付けるものとする。

(警察署長等の特殊規制)

第9条 警察署、地域部機動パトロール隊、地域部鉄道警察隊、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び警備部機動隊（以下「警察署等」という。）の長は、警察署長等章を制服の右胸に付けるものとする。

2 警察署等の副署長、次長又は副隊長は、副署長等章を制服の右胸に付けるものとする。

(上席係長の特殊服制)

第9条の2 上席係長は、上席係長章を制服の左胸に付けるものとする。ただし、第5条の規定により制服上衣等の着用を省略するときは、上席係長章を制服ワイシャツの左胸に付けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、所属長が勤務の性質により上席係長章を付けることが適当でないとき、上席係長章を付けないことができる。

(音楽隊員の特殊服制)

第10条 音楽隊員は、夜光白色帽子覆い及び白色あごひもを着用又は着装するものとする。

2 音楽隊員は、制服の両襟に隊章を付けるものとする。

3 音楽隊員は、公開演奏のときは、前各項に規定するもののほか、肩飾り及び白色ズボンすそ覆い又は白色長靴を着用又は着装するものとし、必要により演奏帯及び白色短靴を着用又は着装することができる。

(機動鑑識隊員等の特殊服制)

第11条 刑事部鑑識課機動鑑識隊員及び刑事部鑑識課員のうち、現場鑑識活動に従事する者（以下「機動鑑識隊員等」という。）は、原則として鑑識作業服及び作業帽を着用するものとする。

2 機動鑑識隊員等は、現場鑑識活動を行うときは作業靴を又は必要によりマフラーを着用することができる。

(地域警察官の特殊服制)

第12条 地域警察官は、交通の指導取締勤務に専従するとき、その他所属長が必要であると認めるときは、夜光白色帽子覆い、夜光帽帯若しくは夜光線入りヘルメットライナー、サングラス、夜光チョッキ、夜光白色上衣若しくは夜光たすき又は夜光白色帯革を着用又は着装することができる。

2 地域警察官は、別に定めるところにより携行用かばんを携帯することができる。

(鉄道警察隊員等の特殊服制)

第13条 地域部鉄道警察隊員（以下「鉄道警察隊員」という。）は、制服の左襟に鉄道警察隊員の標章を付けるものとする。

2 鉄道警察隊員は、所属長が必要であると認めるときは、夜光線入りヘルメットライナー、サングラス、夜光チョッキ若しくは夜光白色上衣又は夜光白色帯革を着用又は着装することができる。

3 船舶警察官は、所属長が必要であると認めるときは、夜光線入りヘルメットライナー、サングラス及び夜光白色帯革を着用又は着装することができる。

4 航空従事者は、航空服又は航空作業服及び航空帽を着用することができる。

5 航空従事者は、制服の右胸部に金属製の航空記章を、航空服及び航空作業服の右胸部に布製の航空記章を付けるものとする。

6 航空従事者は、必要により防寒上衣、防寒シャツ、防寒ズボン、航空靴、航空手袋、マフラー及び防じん眼鏡又はサングラスを着用することができる。

(海水浴場の警備に従事するときの特殊服制)

第14条 警察官は、海水浴場の警備に従事するとき、夜光白色帽子覆い及び夜光白色帯革を着用又は着装することができる。

2 警察官は、海水浴場の警備に従事する場合において、所属長が必要であると認めるときは、サングラスを着用することができる。

(スキー場の警備に従事するときの特殊服制)

第15条 警察官は、スキー場の警備に従事するとき、夜光白色帽子覆いを着用することができる。

2 警察官は、スキー場の警備に従事する場合において、防寒服を着用したときは、マフラーを着用することができる。

3 警察官は、スキー場の警備に従事する場合において、所属長が必要であると認めるときは、サングラスを着用することができる。

(交通専務員の特殊服制)

第16条 交通専務員は、夜光白色帽子覆い、白色あごひも、白色警笛つりひも、交通腕章、白色手袋及び夜光白色帯革を着用又は着装するものとする。この場合において、所属長が必要であると認めるときは、

夜光線入りヘルメットライナー、サングラス、夜光チョッキ若しくは夜光白色上衣、白色ズボンすそ覆い及び携行用かばんを着用又は着装することができる。

- 2 交通専務員のうち、交通部交通機動隊及び交通部高速道路交通警察隊に勤務する警察官並びに警察署の交通取締用自動二輪車による警察活動に従事する警察官（以下「交通機動隊員等」という。）は、交通乗車服の冬服、防寒服、合服又は夏服（交通取締用自動二輪車の乗務員にあつては長そで、その他の交通機動隊員等にあつては半そでとする。）、乗車用ヘルメット及びマフラー（交通取締用自動二輪車の乗務員に限る。）、制服用ワイシャツ、ネクタイ、乗車靴、警笛鎖並びに夜光白色帯革を着用又は着装するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、雨衣、乗車用長手袋及び防じん眼鏡又はサングラスを着用することができる。
- 3 交通機動隊員等は、交通乗車服の左胸の台座穴に階級章及び識別章を着装し、交通乗車服の左そで上腕部に交通乗車服記章を付けるものとする。
- 4 交通機動隊員等は、交通乗車服の夏服を着用するときは、第2項の規定にかかわらず、マフラー、制服用ワイシャツ及びネクタイを着用しないものとする。
- 5 交通乗車服の着用期間は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 冬服及び防寒服 11月1日から翌年4月30日まで
 - (2) 合服 5月1日から6月30日まで及び10月1日から同月31日まで
 - (3) 夏服 7月1日から9月30日まで
- 6 総務部装備課長は、気象その他の理由により必要があると認めるときは、前項の着用期間を伸縮することができる。

（機動隊員等の特殊服制）

第17条 警備部機動隊長（以下「機動隊長」という。）及び副隊長は、作業服の右胸部に、階級標識のほか地位表示記章を付けるものとする。

- 2 警備部機動隊員（以下「機動隊員」という。）は、制服の両襟に隊章を、管区機動隊員は制服の左襟に隊章を、第二機動隊員は制服の右胸部に隊章を付けるものとする。
- 3 機動隊長、管区機動隊等の大隊長は、警備実施、訓練等の場合において、必要があると認めるときは、制服及び作業服については左そで上腕部に機動隊隊章を、作業服についてはマフラーを着用又は着装させることができる。
- 4 機動隊員のうち、機動隊長が指定する特別救助隊員は、前項に規定するもののほか、作業服の左胸部に特別救助隊員の標識を付けるものとする。
- 5 神戸水上警察署空港警備派出所空港警備隊員及び伊丹警察署空港警備派出所空港警備隊員（以下「空警隊員」という。）は、制服の左襟に空警隊員の標章を付けるものとする。

（警衛等に従事するときの服装）

第18条 警衛、警護及び警備実施に従事する警察官の服装は、別に定めあるもののほか、警衛本部長、警護本部長又は警備本部長がその都度定めるものとする。

（私服の着用）

第19条 警察官は、次の各号の一に該当するときは、私服を着用することができる。

- (1) 刑事、生活安全及び警備の職種に属し、勤務上私服勤務を必要とするとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、所属長が勤務の性質により、制服を着用することが特に支障があると認めるとき。

（交通巡視員の服制）

第20条 交通巡視員の交通巡視員章及び識別章は、制服、ベスト、活動服、防寒服及び制服用ワイシャツの左胸の台座穴に着装するものとする。

- 2 交通巡視員のうち、主任以上の職務にある者及び指導交通巡視員は、制服の左襟に交通巡視員の職名表示記章を付けるものとする。
- 3 第2条（第2項、第7項から第9項まで及び第11項に限る。）から第6条まで、第8条（第3項及び第5項を除く。）、第16条第1項及び第18条の規定は、交通巡視員の服制について準用する。

（服制の細部事項）

第21条 警察官等の服制に関する細部事項については、別表第1（男性警察官及び男性交通巡視員にあっては白色長靴、女性警察官及び女性交通巡視員にあっては夜光白色帽子覆い、白色あごひも及び夜光帽帯を除く。）のとおりとする。

（警察官等の礼装）

第22条 警察官等の礼装（音楽隊員としての礼装を除く。）については、別に定めるものとする。

（音楽隊員の礼装）

第23条 音楽隊員の礼装用服制は、別表第2のとおりとする。

2 前項の服装は、儀式、祭典、公開演奏等に従事する場合で、総務部県民広報課長が必要があると認めるときに着用するものとする。

（例外規定）

第24条 所属長は、前各条の規定にかかわらず、これと異なる服装をさせる必要があるときは、警察本部長の承認を受けなければならない。ただし、警察が主体となって行う交通、防犯等の行事又は共同募金運動等の恒例的行事に伴う腕章、羽根、バッジ、リボン、氏名表示札等（以下「腕章等」という。）は承認を受けることを要しない。

2 前項の腕章等については、おおむね次に掲げるところにより着用又は着装するものとする。

- (1) 腕章 左そで上腕部
- (2) 羽根及びバッジ 上衣の右下襟中央部
- (3) リボン 上衣の左胸ポケット中央部
- (4) 氏名表示札 右胸部

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月1日本部訓令第12号）

この訓令は、平成9年5月1日から施行する。

附 則（平成10年10月19日本部訓令第14号）

この訓令は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成12年6月14日本部訓令第3号）

この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附 則（平成12年12月22日本部訓令第18号）

この訓令は、平成12年12月22日から施行する。

附 則（平成14年9月20日本部訓令第16号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月11日本部訓令第5号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日本部訓令第7号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日本部訓令第9号）

この訓令は、平成27年3月20日から施行する。

附 則（平成28年3月25日本部訓令第6号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月27日本部訓令第27号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年9月1日から施行する。ただし、第46条の2、第46条の3、付録の7及び付録の7の3の改正規定並びに付録の7の2を削る改正規定は平成30年4月1日から適用し、第15条第1号の改正規定は平成30年8月1日から施行する。